４　更生計画の要旨

定義

本更生計画において、以下の用語は以下に定める意義で用いる。

用語：意義

ＣＭＨ社：

更生会社シティ・メディカル・ホールディングス株式会社

ＣＣ社：

更生会社シー・シー・コア・ファーマシー株式会社

ＣＰ社：

更生会社コア・ファーマシー株式会社

ＣＦ社：

更生会社株式会社コンフィアンス

更生会社ら：

ＣＭＨ社、ＣＣ社、ＣＰ社及びＣＦ社の４社

確定更生担保権：

別表５－１ないし５－４記載の確定した更生担保権

未確定更生担保権：

別表８－２－２記載の未確定の更生担保権

未確定更生担保権確定日：

未確定更生担保権が確定する日

確定一般更生債権：

別表７－１ないし７－４記載の確定した一般更生債権

未確定一般更生債権：

別表８－２－２記載の未確定の一般更生債権

未確定一般更生債権確定日：

未確定一般更生債権が確定する日

確定一般更生債権等：

①確定一般更生債権及び②確定した未確定一般更生債権

元本等更生債権：

元本並びに更生手続開始決定日の前日までの利息及び損害金

開始後利息損害金：

更生手続開始後の利息及び遅延損害金

延滞税等：

延滞税、利子税又は延滞金

更生担保権弁済日：

各更生会社において、本更生計画の認可決定が確定した日から３か月以内で確定更生担保権の弁済を行う日として管財人が指定する日

優先的更生債権弁済日：

各更生会社において、本更生計画の認可決定が確定した日から３か月以内で優先的更生債権の弁済を行う日として管財人が指定する日

基本弁済：

第３章第３節第２、１に基づく弁済

基本弁済日：

各更生会社において、本更生計画の認可決定が確定した日から３か月以内で確定一般更生債権等に対する基本弁済を行う日として管財人が指定する日

基本弁済額：

確定一般更生債権等に対する基本弁済の額

中間的追加弁済：

第３章第３節第２、２（１）に基づく弁済

中間的追加弁済日：

各更生会社において、中間的追加弁済にかかる裁判所の許可から３か月以内の日で確定一般更生債権等に対する中間的追加弁済を行う日として管財人が指定する日

中間的追加弁済額：

確定一般更生債権等に対する中間的追加弁済の額

資産負債確定日：

各更生会社において、①共益債権がすべて確定し、かつ、②すべての未確定更生担保権が確定して確定更生担保権及び優先的更生債権に対する本更生計画に定める弁済がすべて完了し、かつ、③すべての未確定一般更生債権が確定して確定一般更生債権等に対する基本弁済がすべて完了し、かつ、④更生会社の全資産の換価等処分が完了（換価等処分が不能であると合理的に判断される場合を含む。）した日

最終追加弁済：

第３章第３節第２、２（２）に基づく弁済

最終追加弁済日：

各更生会社において、資産負債確定日から３か月以内の日で確定一般更生債権等に対する最終追加弁済を行う日として管財人が指定する日

最終追加弁済額：

確定一般更生債権等に対する最終追加弁済の額

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　更生計画の概要（省略）

第３章　更生債権等に関する権利の変更並びに弁済及び納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更と弁済方法

第１　預金質権に係る更生担保権

１　確定更生担保権の表示

確定更生担保権のうち、預金債権質権に係る更生担保権は、以下のとおりである。

更生会社：ＣＰ社

債権者数：５名

確定更生担保権額：５５５１万３４９９円及び額未定

別表：別表５－１「確定更生担保権弁済計画表」

更生会社：ＣＭＨ社

債権者数：２名

確定更生担保権額：５８９０万５１８１円

別表：別表５－２「確定更生担保権弁済計画表」

更生会社：ＣＣ社

債権者数：８名

確定更生担保権額：５７１３万３５６２円及び額未定

別表：別表５－３「確定更生担保権弁済計画表」

更生会社：ＣＦ社

債権者数：１名

確定更生担保権額：４６万８０８８円

別表：別表５－４「確定更生担保権弁済計画表」

２　権利の変更及び弁済方法

管財人は、更生会社らごとに、前記１の確定更生担保権の全額を、更生担保権弁済日に、一括して弁済する。なお、管財人は、後記第５章第１節第１による預金質権の消滅に基づき、当該預金をもって更生担保権の弁済に充てることができる。

第２　債権譲渡担保に係る更生担保権

１　確定更生担保権の表示

確定更生担保権のうち、債権譲渡担保に係る更生担保権は、以下のとおりである。

更生会社：ＣＰ社

債権者数：１名

確定更生担保権額：７２４４万３１３７円及び額未定

別表：別表５－１「確定更生担保権弁済計画表」

更生会社：ＣＦ社

債権者数：１名

確定更生担保権額：５６３２万１５４３円

別表：別表５－４「確定更生担保権弁済計画表」

２　権利の変更及び弁済方法

管財人は、前記１の確定更生担保権の全額を、更生担保権弁済日に、一括して弁済する。

第３　精算金債権質権に係る更生担保権

１　確定更生担保権の表示

確定更生担保権のうち、精算金債権質権に係る更生担保権は、以下のとおりである。

更生会社：ＣＣ社

債権者数：１名

確定更生担保権額：１３８８万６３０３円

別表：別表５－３「確定更生担保権弁済計画表」

２　権利の変更及び弁済方法

管財人は、前記１の確定更生担保権の全額を、更生担保権弁済日に、一括して弁済する。なお、後記第５章第１節第３による精算金債権質権の消滅に基づき、当該精算金債権をもって更生担保権の弁済に充てることができる。